

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年2月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務の概要

(1) 業務の名称

令和8年度鳥取県6次化・農商工連携支援企画推進業務（以下「本業務」という。）

(2) 本業務は、鳥取県地域資源活用・地域連携サポートセンターにおける6次化・農商工連携支援に関する相談対応・専門家派遣に係るコーディネート業務である。

なお、詳細は、別添「令和8年度鳥取県6次化・農商工連携支援企画推進業務に関する業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 業務の目的

「鳥取県地域資源活用・地域連携サポートセンター」において、農林漁業者等の6次化・農商工連携の取組を支援し、鳥取県内における6次化・農商工連携の推進を図る。

(4) 業務期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

(5) 予算額 3,003 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されていること。

ア その他の委託等の監査・コンサルティング

イ その他の委託等のその他

(3) 本件プロポーザルの調達公告の日から本業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件プロポーザルの調達公告の日から本業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 鳥取県内に本店、支店、営業所その他の事業所を有する者であること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 審査会の設置

- (1) 鳥取県は、企画提案等の順位を決定するため、令和8年度鳥取県地域資源活用・地域連携サポートセンター企画推進業務等委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は5名（2名以上の鳥取県職員以外の学識経験者含む。）で構成し、委員長及び委員を置くものとする。
- (3) 審査に当たっては、書類審査を実施する。

4 評価方法

鳥取県は、令和8年度鳥取県6次化・農商工連携支援企画推進業務委託プロポーザル参加審査要領（以下「審査要領」という。）を定め、審査会は審査要領に基づいて審査を行う。

5 最優秀提案者の選定方法

4により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。
なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

6 手続等

- (1) 問合せ先は次のとおりとする。

ア 公募型プロポーザルに関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課

電話 0857-26-7807 ファクシミリ 0857-21-0609

電子メール shoku-paradise@pref.tottori.lg.jp

イ 競争入札参加資格者名簿に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (2) プロポーザル実施要領の交付

令和8年度鳥取県6次化・農商工連携支援企画推進業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、令和8年2月24日（火）から同年3月10日（火）までの間に、インターネットの鳥取県商工労働部農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/292224.htm>）から入手すること。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和8年2月24日（火）から同年3月10日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 交付場所

- (1) のアに同じ。

7 企画提案参加申込書等の提出

- (1) この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領第7条に基づき以下のとおり手続きを

行うこと。

ア 提出書類

企画提案参加申込書（様式第1号）1部

公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）1部

イ 提出期間及び時間

令和8年2月24日（火）から同年3月10日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵便等による提出の場合は、同月10日（火）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

ウ 提出方法

持参又は郵便等の方法により提出すること。ただし、郵便等による提出の場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

エ 提出場所

6の（1）のアに同じ。

オ その他

この公募型プロポーザルへの参加は、企画提案参加申込書等をイの期日までに提出した者に限る。

（2）（1）により提出された企画提案参加申込書等を提出した者について、実施要領に規定するこの公募型プロポーザルへの参加資格の有無について審査する。

8 企画提案書等の作成及び提出

（1）企画提案書等は、企画提案書等作成要領（以下「作成要領」という。）に基づき作成するものとする。

（2）提出方法

持参又は郵便等の方法により提出すること。ただし、郵便等による提出の場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

（3）提出場所

6の（1）のアに同じ。

（4）提出期間及び時間

令和8年2月24日（火）から同年3月19日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵便等による提出の場合は、同月19日（木）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

9 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調

となった場合又は契約の相手方候補者が企画提案書等の提出日から契約締結日までに指名停止措置を受けた場合は、当該候補者との契約を行わず、5により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

10 契約保証金

契約の相手方（以下「受注者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 スケジュール

(1) 調達公告	令和8年2月24日（火）
(2) 質問受付期限	令和8年3月3日（火）
(3) 質問に対する回答期限	令和8年3月6日（金）
(4) 企画提案参加申込書の提出期限	令和8年3月10日（火）
(5) 参加資格有無通知期限	令和8年3月13日（金）
(6) 企画提案書等提出期限	令和8年3月19日（木）
(7) 書類審査の実施	令和8年3月23日（月）～26日（木）
(8) 審査結果の通知	令和8年3月27日（金）以降
(9) 契約締結等の協議及び見積り依頼	令和8年3月27日（金）以降
(10) 契約締結	令和8年4月上旬

12 その他

(1) 企画提案書等の無効

ア 2の参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

イ 審査に参加しない提案者の企画提案書等は、無効とする。

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知し、その概要をインターネットの鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/292224.htm>)で公表するものとする。

(4) 企画提案書等作成等に係る経費負担

企画提案書等の作成・提案に係る費用及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(5) 企画提案書等の取扱い

企画提案書等は、原則として返却しない。

なお、鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提案者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

(6) 著作権の取扱い

- ア 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。
- イ 選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- ウ 鳥取県は、提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(7) 契約の解除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合であってもはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体であってもはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(8) その他

- ア 詳細は、仕様書及び作成要領による。
- イ 契約の締結に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。
- ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書全体の書式を統一するため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。
- エ 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、随意契約の相手方を決定しない。